







# 同窓生だより

## 第十一期生

### 中野 東禅

現在、曹洞宗教化研究所員  
 仏教の伝道教化の中で、特に「説教」について研究、指導をされています。その他に仏教の今後の伝道について共同研究を進められています。

駒沢大学大学院人文科学研究科 修士課程に在籍  
 近況 今秋九月十八日 長女出生。家族 妻・久美子 長女・ユース子。

## 第十二期生

### 山本 芳男

一行が、そして、暮があつたその瞬間が観客の心を捉へる唯一の瞬間、また、ラストシーンにおいては、ドラマの結末がそれまでのドラマの良し悪しを決定するところとは相違ないと思ふ。

戦後の名劇「第二の男」にしては、その最大のラストシーンが成功していると思ふ。私は現在、自身の生方を問うとして、人間性への追求のため演劇の勉強を続けておる。世の中に對しての自分のつながり方、切れ方、自身が在るべき位置、その存在の仕方、その中に自己を対象化する時、実は町々の片隅に自分がどんな姿を呈して居るか、どんな姿に見せて居るかを感じて居る時、それをまず自身への反省として糧とすべき。

## 第五期生

### 石黒 宣純

もうすぐが雪の季節となり、曹洞宗僧団社会福祉法人養護施設「蓮花」に、児童指導員として勤めさせていただきます。この種の施設は、全国に公私合わせ五百余あり、皆さんすでに存知のよう、両親に死別、生き別れ、あるいは家庭崩壊等、不幸な子どもたちを十八才まで收容して、その生活と身分をすべて保障しながら一人前に育て行く目的であり、現在当園に百名の児童と十九名の職員が日夜努力して居ます。その中で私の仕事は、児童の生活のすべてを「ケースワーク」しながら毎日楽しく勤めています。これこそがみな様の正しい強い教養の賜と感謝しながら、なにも知らぬ富山県にきて、早くも十年を迎えてしまいました。人生は道元禪師様のお言葉の如く「光陰は矢よりのもみぢやかな」と思ひ、頑張っております。

## 第十期生

### 関根 正晴

思い出多い駒大卒業後早くも十年、その間の駒大は波谷にあり、今考えるとほんとうに大場所にあつたと思ふ。駒大卒業後現勤務先の田中貴金属工業に入社し、六年間管理職にありましたが、何年か前になりまして、伊豆の船原ホテルへ納めた純金銀器を製造した会社といつた方がわかりやすいかも知れませんが、毎日数字に追いかけて居りますが、ただ残念なことは駒大出身の先輩・

東子。

思い出 駒大高校今日の発展の基礎を築いた延谷校長時代にあって、先生方と親しくお話しする機会が多かつたことを感謝しています。

まだ若輩のため、母校に尽すことは十分できませんが、時間を縫うにしながら、母校のつながりは何なるのかと考えるようになりまして、それは、何よりも先生方とクラブと母校の二エースです。

その苦辛を噛みしめ、そこへ自己の批評、そして、生活へのテーマを生み出し、創造の道へと歩を進めるのです。

だとすれば、他の人が気がつかない何かを先がけて行なうこと以外道がある筈はありません。だからこそ、自分を縛りおとし、ある時は血眼に、そして、馬鹿々々しいほど極める自身の生活が一般化し得る時、また、新しい道が開けるのだと思ふのです。すべては「から」はじまり、一からしかはじまらない。つまり私達の生活もドラマであり、人間同士の出会いにしてもしかりであると思ふ。すなわち、少年も人生のラストシーンに密着したものとするために現在の日々を常に「一」して進む時、その積み重ねが「人間」を創り得るのだと思ふ。いかなる時でも「思いあがり」は自己を徹底的に追いやることを肝に銘じ、身を投じようと思つておきます。

## 地理研

### OB会発足

#### 石渡 記

もみぢの葉も色づき秋たけなわの今日(十一月一日)、駒大高校地理研OB会がめでたき発足をいたしました。わが部も創立以来八年目を迎え、OBも三千一名をかぞえるに至っております。

当日は現役員とOBとの親睦ソフトボールを行い、珍プレー等笑いの中に親交を深めた次第です。また、場所をかえす第一回OB総会におきましては、東路 渉 外 石渡 進(昭和四十一名古原から駆けつけてくれた熱心なOBをはじめ、ぞくぞくと幹事 各卒業年度生一名

## クラス会・OB会報告

- 45年4月18日 20期生B組 (担任金川先生) 代々木上原 百万石
- 5月13日 11期生A組 (担任和田先生) 南国林家池
- 6月24日 18期生I組 (担任佐藤先生) 自由ヶ丘
- 10月5日 地理研部 (担任佐藤先生) 三軒茶屋
- 10月21日 空手部 (担任京滝先生) 母校
- 10月26日 18期生C組 (担任三木先生) 渋谷
- 11月1日 地理研部 (担任佐藤先生) 三軒茶屋
- 11月7日 卓球部 (担任松本先生) 駒沢
- 12月11日 18期生H組 (担任梶山先生) 渋谷
- 12月18日 地理研 (担任佐藤先生) 渋谷
- 46年1月11日 空手部 (担任京滝先生) 母校
- 1月11日 視聴覚研究部 (担任羽住先生) 渋谷

## お詫び

過日、会員諸兄の御協力を得て作成しました会員名簿を、十四年度中に各会員諸兄の御手元に御届致す予定で準備致しておりましたが、様々の手違いや手不足の為未だ配布が終了して居りません。又、現在、会員の移動がはげしく、作成してから二年も経つてしまつたので、高価な郵送料をかけても思い、御来校された方に配布致しております。しかし、御希望の方がございまして、郵送致したいと思つて居りますので編集部御一報下さり、又

## 編集後記

第一号発行以来二年たつて居りました。年一回発行を目標としておりましたが、公務多忙のためなかなか思うにまかせることができませんでしたが、今後は年一回発行したいと思つて居ります。尚会員諸兄の近況を多く掲載したいと思つて居りますので御投稿下さい。

# 駒沢大学高等学校同窓会規則

## 駒沢大学高等学校同窓会会則

- 第一条 本会は駒沢大学高等学校同窓会と称する
- 第二条 本会は本部を駒沢大学高等学校に置く
- 第三条 本会は会員相互の親睦をはかり併せて母校の興隆発展のための諸活動を行なう
- 第四条 本会は第三の趣旨に則つて左の事業を行なう
  - 一 総会の開催
  - 二 級会の促進及び一部経費援助
  - 三 会報の発行
  - 四 会員名簿の発行
  - 五 駒沢大学高等学校において必要と認められた事業の後援
  - 六 其の他
- 第五条 本会の会員は左の三種とする
  - 一 正会員 駒沢大学高等学校卒業生を以て構成する
  - 二 特別会員 駒沢大学高等学校の現・旧職員を以て構成する
  - 三 賛助会員 本会の趣旨に賛同し併せて本会の事業を支援する者を以て構成する
- 第六条 本会の運営は左の役員を以て行なう。但しその任期は二年とし再任を妨げない
  - 一 名誉会長 一名
  - 二 顧問 若干名
  - 三 会長 一名
  - 四 副会長 若干名
  - 五 幹事 若干名
  - 六 庶務 若干名
  - 七 会計 三名
  - 八 会計監査 二名
- 第七条 名誉会長は駒沢大学高等学校長を推挙し、顧問若干名は特別会員中より名誉会長がこれを委嘱する
- 第八条 会長・副会長・庶務・会計・会計監査は正会員中より役員会が選出し総会の承認を受ける。但しうち会計一名は正会員と限定せず駒沢大学高等学校に勤務する者を以てこれに充てることとする
- 第九条 幹事は原則として各級会から二名を選出する
- 第十条 名誉会長ならびに顧問は本会の運営に参与しその円滑をはかる
- 第十一条 会長は本会を代表し会務を統轄する
- 第十二条 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はこれを代る
- 第十三条 幹事は各級を代表して本会の運営に參與する
- 第十四条 本会は左の会議を開催する
  - 一 総会 毎年一回以上会長がこれを召集する
  - 二 役員会 随時必要と認められた場合会長がこれを召集する
  - 三 その他
- 第十五条 本会の会計は会員の会費及び寄付金等による
- 第十六条 本会会員は入会金一、〇〇〇円、終身会費一、〇〇〇円

## 駒沢大学高等学校同窓会細則

- 本細則は本同窓会会則の精神に則り、その目的遂行のためにもうける。
- 助成規定
- 一、同級会開催にあつては金貳千円の助成を行なう。
  - 一、開催時の事情に応じて増額することとする。
  - 一、同級会(学年会)開催にあつては金貳千円以上の助成を行なう。
  - 一、OB会及びそれに準ずる会の開催にあつては、その状況に応じて金壹千円以上の助成を行なうこととする。
  - 一、母校及びその各部に於いて、連綿若しくはそれに準ずる団体の主催する全国大会及び関東大会等に出場する場合、その開催地・規模等に依り、個人の場合、金壹千円以上、団体の場合、金貳千円以上を、助成することとする。
- 慶弔規定
- 一、本会員の死亡の際は正会員には金貳千円、特別会員及び役員の場合はその功績に応じて金貳千円以上の香奠を贈ることが出来る。
  - 一、本会員の婚姻に際しては、祝電を送ることが出来る。
  - 一、本会員以外で、本会に關係が深いと思われる人に対して、前二項に準じて会長の判断により処理することとする。
- 表彰慰勞規定
- 一、永年勤続者の特別会員に対しては、次の規定により表彰することとする。
  - 一、十年以上勤続者については金五千円以上。
  - 一、二十年以上勤続者については金壹万円以上。
  - 一、三十年以上勤続者については役員会の決議により、特別会員が本校を退職するに際しては、次の規定により、慰勞金を贈呈することができる。
  - 一、五年未満の者については貳千円まで。
  - 一、五年以上十年未満の者については金五千円以上。
  - 一、十年以上二十年未満の者については金壹万円以上。
  - 一、二十年以上以上の者については金貳万円以上。
- その他
- 一、本会役員会に於いて必要と認められた事業に対しては、出資することとする。
  - 一、本細則の変更は役員会の承認を経なければならぬ。
  - 一、本細則は昭和四十二年五月二十一日より施行する。

